

横須賀市報

号外第 25 号

発行日	発行所	横須賀市小川町 11 番地
毎月		横須賀市役所
10 日	編集兼	横須賀市長
25 日	発行人	上 地 克 明
	印刷所	(有) 宮 村 印 刷 所

目 次	
条 例	
◇市政功労者条例等中一部改正	2
◇横須賀市情報公開条例中一部改正	〃
◇地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を定める条例中一部改正	3
◇（仮称）大矢部弾庫跡地整備運営事業者選考委員会条例中一部改正	〃
◇手数料条例中一部改正	〃
◇老人福祉センター条例廃止	9
◇自転車等の放置防止に関する条例中一部改正	〃
◇都市公園条例中一部改正	〃
◇横須賀港湾施設使用条例中一部改正	〃
◇建築基準条例中一部改正	〃
◇宅地造成に関する工事の許可の基準及び手続きに関する条例中一部改正	11
規 則	
◇横須賀市情報公開条例施行規則中一部改正	〃
◇建築基準法等施行取扱規則中一部改正	12

本号で公布された条例のあらまし

- 市政功労者条例等の一部を改正する条例（条例第53号）
- 1 刑法の改正に伴い、懲役又は禁錮を拘禁刑に改める。
 - 2 施行期日 令和 7 年 6 月 1 日。ただし、一部については、公布の日（令和 6 年12月17日）
- 横須賀市情報公開条例の一部を改正する条例（条例第54号）
- 1 電磁的記録の公開実施手数料の規定を改める。
 - 2 公文書の公開の実施方法のうち、録音テープ及びビデオテープの写しの交付並びにフレキシブルディスクに複写したものの交付を廃止する。
 - 3 施行期日 公布の日（令和 6 年12月17日）
- 地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例（条例第55号）
- 1 特定非営利活動法人アンガージュマン・よこすかが行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする期間を更新する。
 - 2 施行期日 公布の日（令和 6 年12月17日）
- （仮称）大矢部弾庫跡地整備運営事業者選考委員会条例の一部を改正する条例（条例第56号）
- 1 条例の失効の期限を延長する。
 - 2 施行期日 公布の日（令和 6 年12月17日）
- 手数料条例の一部を改正する条例（条例第57号）
- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法の改正に伴い、宅地造成に関する工事の許可申請手数料及び宅地造成に関する工事の変更許可申請手数料の規定を改め、宅地造成及び特定盛土等に関する工事の特定工程に係る工事の中間検査手数料を設ける。
 - 2 建築基準法の改正に伴い、建築物に関する確認申請等手数料等の規定を改める。
 - 3 一戸建ての住宅の低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料等の規定を改める。
 - 4 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い、建築物に関する完了検査申請等手数料等の規定を改める。
 - 5 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日
- 老人福祉センター条例を廃止する条例（条例第58号）
- 1 老人福祉センターを廃止する。
 - 2 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日
- 自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第59号）
- 1 堀ノ内駅自転車等駐車場の使用時間を改める。
 - 2 施行期日 公布の日（令和 6 年12月17日）
- 都市公園条例の一部を改正する条例（条例第60号）
- 1 燈明堂緑地駐車場の使用料を改定する。
 - 2 長井海の手公園駐車場の使用料を改定する。
 - 3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日。ただし、1 については、令和 7 年 5 月 1 日
- 横須賀港湾施設使用条例の一部を改正する条例（条例第61号）
- 1 係船浮標及び上屋を廃止する。
 - 2 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日
- 建築基準条例の一部を改正する条例（条例第62号）
- 1 建築基準法の改正に伴い、耐火建築物に係る主要構造部の規制及び既存不適格建築物の大規模修繕等に係る規制を緩和し、及び防火規制に係る別棟みなし規定を設ける。
 - 2 施行期日 公布の日（令和 6 年12月17日）
- 宅地造成に関する工事の許可の基準及び手続きに関する条例の一部を改正する条例（条例第63号）
- 1 宅地造成等規制法の改正に伴い、次の改正を行う。
 - (1) 許可の基準及び手続きが適用される工事に特定盛土等及び土砂の堆積を追加する。

- (2) 許可の基準から造成主の資力信用及び工事施行者の能力に関する事項を削除する。
- (3) 許可標識の掲示規定を削除する。

2 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

条 例

市政功労者条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 6 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第53号

市政功労者条例等の一部を改正する条例

(市政功労者条例の一部改正)

第 1 条 市政功労者条例（昭和34年横須賀市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第10条第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 2 条 横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年横須賀市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項から第 9 項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例の一部改正)

第 3 条 地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例（平成24年横須賀市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 5 条中「第 314 条の 7 第 3 項」を「第 314 条の 7 第12項」に改める。

第 6 条第 1 号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員分限条例の一部改正)

第 4 条 職員分限条例（昭和26年横須賀市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員退職手当条例の一部改正)

第 5 条 職員退職手当条例（昭和30年横須賀市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第13条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第14条第 1 項第 1 号並びに第16条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例の一部改正)

第 6 条 横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例（平成30年横須賀市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第32条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(横須賀市屋外広告物条例の一部改正)

第 7 条 横須賀市屋外広告物条例（平成12年横須賀市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第39条第 1 項各号列記以外の部分中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(消防団条例の一部改正)

第 8 条 消防団条例（昭和39年横須賀市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条中地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例第 3 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 5 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号）及び

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 5 条の規定による改正後の職員退職手当条例第12条第 1 項及び第 5 項、第13条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに第16条第 4 項並びに職員退職手当条例第16条第 3 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

横須賀市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第54号

横須賀市情報公開条例の一部を改正する条例

横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表公開実施手数料の項中

視聴	1 巻 1 回までごとに 100 円
写しの交付	1 巻につき 300 円
視聴	1 巻 1 回までごとに 100 円
写しの交付	1 巻につき 400 円

を

視聴	1 巻 1 回までごとに 100 円
視聴	1 巻 1 回までごとに 100 円

に、

フレキシブルディスクに複写したものの交付	1 枚につき 100 円に 100 キロバイトまで ごとに 200 円を加えた額
光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものの交付	1 枚につき 150 円に 100 キロバイトまで ごとに 200 円を加えた額

を

光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに 限る。）に複写したものの交付	1 枚につき70円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
光ディスク（日本産業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可	1 枚につき 100 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額

に改める。

能なものに限る。)に
複写したもの交付

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 9 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の横須賀市情報公開条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 9 月 1 日以後に行われた公文書の公開請求について適用し、同日前に行われた公文書の公開請求については、なお従前の例による。
- 3 令和 6 年 9 月 1 日からこの条例の公布の日の前日までの間に行われた公文書の公開請求に係る公開実施手数料の額について、改正後の条例の規定により算定される公開実施手数料の額が、改正前の横須賀市情報公開条例（以下この項において「改正前の条例」という。）の規定により算定される公開実施手数料の額を超える場合にあっては、当該公文書の公開請求に係る公開実施手数料の額は、改正前の条例の規定により算定される公開実施手数料の額とする。

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第55号

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を定める条例（平成24年横須賀市条例第48号）の一部を次のように改正する。

特定非営利活動法人アンガージュマン・よこすかの項中「令和 6 年12月31日」を「令和11年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（仮称）大矢部弾庫跡地整備運営事業者選考委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第56号

（仮称）大矢部弾庫跡地整備運営事業者選考委員会条例の一部を改正する条例

（仮称）大矢部弾庫跡地整備運営事業者選考委員会条例（令和 6 年横須賀市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月31日」を「令和 8 年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第57号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年横須賀市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 第 2 項を次のように改める。

- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第 191 号）関係

(1) 第12条第 1 項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可申請に対する審査

宅地造成等工事許可申請手数料

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事 当該工事に係る切土又は盛土をする土地の面積に該当する(ア)から(サ)までに掲げる額

(ア) 切土又は盛土をする土地の面積が 500 平方メートル以内のもの 16,000円

- (イ) 切土又は盛土をする土地の面積が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 28,000円
- (ウ) 切土又は盛土をする土地の面積が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 4 万円
- (エ) 切土又は盛土をする土地の面積が 2,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの 59,000 円
- (オ) 切土又は盛土をする土地の面積が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 68,000円
- (カ) 切土又は盛土をする土地の面積が 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの 93,000 円
- (キ) 切土又は盛土をする土地の面積が 1 万平方メートルを超え 2 万平方メートル以内のもの 149,000 円
- (ク) 切土又は盛土をする土地の面積が 2 万平方メートルを超え 4 万平方メートル以内のもの 229,000 円
- (ケ) 切土又は盛土をする土地の面積が 4 万平方メートルを超え 7 万平方メートル以内のもの 36万円
- (コ) 切土又は盛土をする土地の面積が 7 万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 509,000 円
- (サ) 切土又は盛土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの 658,000 円

イ 土石の堆積に関する工事 当該工事に係る土石を堆積する土地の面積に該当する(ア)から(サ)までに掲げる額

(ア) 土石を堆積する土地の面積が 500 平方メートル以内のもの 11,000 円

(イ) 土石を堆積する土地の面積が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 14,000 円

(ウ) 土石を堆積する土地の面積が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 16,000 円

(エ) 土石を堆積する土地の面積が 2,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの 2 万円

(オ) 土石を堆積する土地の面積が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 29,000円

(カ) 土石を堆積する土地の面積が 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの 32,000 円

(キ) 土石を堆積する土地の面積が 1 万平方メートルを超え 2 万平方メートル以内のもの 39,000円

(ク) 土石を堆積する土地の面積が 2 万平方メートルを超え 4 万平方メートル以内のもの 54,000 円

(ケ) 土石を堆積する土地の面積が 4 万平方メートルを超え 7 万平方メートル以内のもの 74,000 円

(コ) 土石を堆積する土地の面積が 7 万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 111,000 円

(サ) 土石を堆積する土地の面積が10万平方メートルを超えるもの 136,000 円

- (2) 第16条第 1 項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の変更許可申請に対する審査

宅地造成等工事変更許可申請手数料

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請 変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額（その額が 658,000 円を超えるときは、658,000 円）

(ア) 宅地造成又は特定盛土等に関する設計の変更（(イ)のみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする土地の面積（(イ)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ、前号アの(ア)から(サ)までに規定する額に10分の1を乗じて得た額

(イ) 新たに切土又は盛土をする土地に係る第13条に掲げる事項の変更については、新たに切土又は盛土をする面積に応じ、前号アの(ア)から(サ)までに規定する額

イ 土石の堆積に関する工事の変更許可申請 変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額（その額が 136,000 円を超えるときは、136,000 円）

(ア) 土石の堆積に関する設計の変更 ((イ)のみに該当する場合を除く。)については、土石を堆積する土地の面積 ((イ)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石を堆積する土地の面積、土石を堆積する土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石を堆積する土地の面積) に応じ、前号イの(ア)から(サ)までに規定する額に10分の1を乗じて得た額

(イ) 新たに土石を堆積する土地に係る第13条に掲げる事項の変更については、新たに土石を堆積する面積に応じ、前号イの(ア)から(サ)までに規定する額

(3) 第18条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の特定工程に係る工事の中間検査
特定工程工事中間検査手数料

ア 切土若しくは盛土をし、又は土石を堆積する土地の面積が3,000平方メートル以内のもの 3,100円

イ 切土若しくは盛土をし、又は土石を堆積する土地の面積が3,000平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 6,200円

ウ 切土若しくは盛土をし、又は土石を堆積する土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 12,400円

エ 切土若しくは盛土をし、又は土石を堆積する土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 24,800円

オ 切土若しくは盛土をし、又は土石を堆積する土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 43,400円

カ 切土若しくは盛土をし、又は土石を堆積する土地の面積が10万平方メートルを超えるもの 62,100円

別表第7第1項第1号ア列記以外の部分中「(サ)」を「(シ)」に改め、同号ア(ア)中「1万円」を「15,000円」に改め、同号ア(イ)中「18,000円」を「28,000円」に改め、同号ア(ウ)中「28,000円」を「43,000円」に改め、同号ア中(サ)を(シ)とし、(サ)から(ロ)までを(カ)から(サ)までとし、同号ア(エ)中「200平方メートル」を「300平方メートル」に、「36,000円」を「55,000円」に改め、同号ア(エ)を同号ア(サ)とし、同号ア(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 48,000円

別表第7第1項第1号イ及びウ中「(サ)」を「(シ)」に改め、同号エ中「(サ)」を「(シ)まで」に改め、同項第4号列記以外の部分中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「ウ」を「ウからオまで」に改め、同号ア列記以外の部分中「(サ)」を「(シ)」に改め、同号ア(ア)中「16,000円」を「24,000円」に、「15,000円」を「23,000円」に改め、同号ア(イ)中「19,000円」を「30,000円」に、「18,000円」を「29,000円」に改め、同号ア(ウ)中「25,000円」を「39,000円」に、「24,000円」を「38,000円」に改め、同号ア中(サ)を(シ)とし、(サ)から(ロ)までを(カ)から(サ)までとし、同号ア(エ)中「200平方メートル」を「300平方メートル」に、「34,000円」を「53,000円」に、「31,000円」を「49,000円」に改め、同号ア(エ)を同号ア(サ)とし、同号ア(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 44,000円(第7号に規定する手数料を納めたものにあっては42,000円)

別表第7第1項第4号イ中「(サ)」を「(シ)」に改め、同号ウ中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「(一の建築物の用途が工場等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。))第10条第1号本文に規定するものをいう。以下同じ。))である場合を除く。)) 当該建築物に係る非住宅部分の床面積に該当する(ア)から(サ)までに掲げる額」を「又は同法第11条第6項に規定する適合判定通知書(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第8条各号に掲げる書類を含む。))の交付を受けた建築物(以下この項において「省エネ適合性判定等建築物」とい

う。))のうち、一戸建ての住宅 14,000円」に改め、同号ウ(ア)から(サ)までを削り、同号ウの次に次のように加える。

エ 省エネ適合性判定等建築物のうち、共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。))(共用部分の審査を要しない場合にあっては、共用部分を除いたものをいう。以下この項、第3項及び第6項において同じ。)) 当該住宅の床面積に該当する(ア)から(ロ)までに掲げる額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 21,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 35,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 67,000円

(ロ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 10万円

オ 省エネ適合性判定等建築物(一の建築物の用途が工場等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。))第10条第1号本文に規定するものをいう。))である場合を除く。))のうち、非住宅部分 当該非住宅部分の床面積に該当する(ア)から(サ)までに掲げる額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 26,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円

(ロ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円

(サ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 14万円

(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 18万円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 22万円

別表第7第1項第5号及び第6号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項第7号列記以外の部分中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同号ア中「15,000円」を「24,000円」に改め、同号イ中「18,000円」を「28,000円」に改め、同号ウ中「23,000円」を「37,000円」に改め、同号中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、同号エ中「200平方メートル」を「300平方メートル」に、「32,000円」を「5万円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 42,000円

別表第7第1項第8号中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同項第32号及び第33号中「を除く」を「以外の建築物を新築し、又は一敷地内認定建築物の増築等をする場合に限る」に改め、同項第34号中「を除く」を「以外の建築物を新築し、又は一敷地内許可建築物の増築等をする場合に限る」に改め、同表第2項第3号ア及び第6号ア中「(サ)」を「(シ)」に改め、同表第3項第1号ア中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「4,900円」を「4,700円」に改め、同号ウ列記以外の部分中「誘導仕様基準」の次に「及び誘導仕様・計算併用法」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準による評価方法(以下「誘導仕様・計算併用法」という。))に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 25,000円

(イ) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの
28,000円
別表第 7 第 3 項第 2 号を次のように改める。

(2) 第53条第 1 項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請（第54条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査
共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 低炭素法基準適合証が提出された場合

(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未満のもの
9,400 円

(イ) 床面積の合計が300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 2 万円

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 45,000円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの
81,000円

イ 低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、住戸部分（基準省令第 1 条第 2 項に掲げるものをいう。以下同じ。）について誘導仕様基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
33,000円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 57,000円

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 10万円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの
16万円

ウ 低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、住戸部分について誘導仕様・計算併用法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
51,000円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 86,000円

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 15万円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの
22万円

エ 低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、住戸部分について誘導仕様基準及び誘導仕様・計算併用法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
69,000円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 12万円

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 20万円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの
28万円

別表第 7 第 3 項第 3 号及び第 4 号を削り、同項第 5 号ア(ア)中「9,600 円」を「9,400 円」に改め、同号ア(イ)中「17,000 円」を「16,000 円」に改め、同号ア(エ)中「81,000 円」を「8 万円」に改め、同号イ(ア)中「97,000 円」を「87,000 円」に改め、同号イ(イ)中「12万円」を「11万円」に改め、同号イ(ウ)中「16万円」を「15万円」に改め、同号イ(エ)中「25万円」を「24万円」に改め、同号イ(オ)中「33万円」を「31万円」に改め、同号イ(カ)中「39万円」を「37万円」に改め、同号イ(キ)中「46万円」を「44万円」に改め、同号ウ(ア)中「24万円」を「23万円」に改め、同号ウ(イ)中「30万円」を「29万円」に改め、同号ウ(ウ)中「38万円」を「37万円」に改め、同号ウ(エ)中「55万円」を「53万円」に改め、同号ウ(オ)中「67万円」を「65万円」に改め、同号ウ(カ)中「79万円」を「77万円」に改め、同号ウ(キ)中「90

万円」を「87万円」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項中第 6 号を第 4 号とし、同項第 7 号ア中「(オ)」を「(シ)」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 8 号列記以外の部分中「第14 号」を「第13号」に、「及びイ」を「からエまで」に改め、同号ア中「2,450 円」を「2,350 円」に改め、同号ウ列記以外の部分中「誘導仕様基準」の次に「及び誘導仕様・計算併用法」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、誘導仕様・計算併用法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合

(ア) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの
12,500円

(イ) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの
14,000円

別表第 7 第 3 項中第 8 号を第 6 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(7) 第55条第 1 項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、低炭素法基準適合証が提出されるもの（同条第 2 項において準用する第54条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査
共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の変更認定（低炭素法基準適合証あり）申請手数料 次のア及びイに掲げる当該申請に係る共同住宅等の床面積の区分に掲げる額

ア 共同住宅等の床面積（既に第53条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分（以下この項において「既認定部分」という。）に限る。）

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
4,700 円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 1 万円

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 22,500円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの
40,500円

イ ア以外の床面積 第 2 号アの(ア)から(エ)までに規定する額

(8) 第55条第 1 項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、低炭素法基準適合証が提出されないもの（住戸部分について誘導仕様基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、同条第 2 項において準用する第54条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査
共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の変更認定（低炭素法基準適合証なし・誘導仕様基準に基づく算定）申請手数料 次のア及びイに掲げる当該申請に係る共同住宅等の床面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額

ア 共同住宅等の床面積（既認定部分に限る。）

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
16,500円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 28,500円

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 5 万円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの
8 万円

イ ア以外の床面積 第 2 号のイの(ア)から(エ)までに規定する額

別表第 7 第 3 項第 9 号及び第10号を次のように改める。

(9) 第55条第 1 項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、低炭素法基準適合証が提出されないもの（住戸部分について誘

導仕様・計算併用法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、同条第 2 項において準用する第54条第 2 項の規定による申出をしない場合に限り。）に対する審査

共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の変更認定（低炭素法基準適合証なし、かつ、誘導仕様・計算併用法に基づく算定）申請手数料 次のア及びイに掲げる当該申請に係る共同住宅等の床面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額

ア 共同住宅等の床面積（既認定部分に限る。）

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 25,500円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 43,000円

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 75,000円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの 11万円

イ ア以外の床面積 第 2 号ウの(ア)から(エ)までに規定する額

- (10) 第55条第 1 項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、低炭素法基準適合証が提出されないもの（住戸部分について誘導仕様基準及び誘導仕様・計算併用法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、同条第 2 項において準用する第54条第 2 項の規定による申出をしない場合に限り。）に対する審査

共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の変更認定（低炭素法基準適合証なし、かつ、誘導仕様基準及び誘導仕様・計算併用法以外の方法に基づく算定）申請手数料 次のア及びイに掲げる当該申請に係る共同住宅等の床面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額

ア 共同住宅等の床面積（既認定部分に限る。）

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 34,500円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 6 万円

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 10万円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの 14万円

イ ア以外の床面積 第 2 号エの(ア)から(エ)までに規定する額

別表第 7 第 3 項第11号を削り、同項第12号ア(ア)中「4,800 円」を「4,700 円」に改め、同号ア(イ)中「8,500 円」を「8,000 円」に改め、同号ア(エ)中「40,500円」を「4 万円」に改め、同号イ(ア)中「48,500円」を「43,500円」に改め、同号イ(イ)中「6 万円」を「55,000円」に改め、同号イ(ウ)中「8 万円」を「75,000円」に改め、同号イ(エ)中「125,000 円」を「12万円」に改め、同号イ(オ)中「165,000 円」を「155,000 円」に改め、同号イ(カ)中「195,000 円」を「185,000 円」に改め、同号イ(キ)中「230,000 円」を「22万円」に改め、同号ウ(ア)中「12万円」を「115,000 円」に改め、同号ウ(イ)中「15万円」を「145,000 円」に改め、同号ウ(ウ)中「19万円」を「185,000 円」に改め、同号ウ(エ)中「275,000 円」を「265,000 円」に改め、同号ウ(オ)中「335,000 円」を「325,000 円」に改め、同号ウ(カ)中「395,000 円」を「385,000 円」に改め、同号ウ(キ)中「45万円」を「435,000 円」に改め、同号エ中「第 5 号ア」を「第 3 号ア」に改め、同号オ中「第 5 号イ」を「第 3 号イ」に改め、同号カ中「第 5 号ウ」を「第 3 号ウ」に改め、同号を同項第11号とし、同項第13号中「第 8 号」を「第 6 号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第14号列記以外の部分中「第 8 号」を「第 6 号」に改め、同号ア中「(サ)」を「(シ)」に改め、同号を同項第13号とし、同項第15号列記以外の部分中「（当該申請が、イに該当する場合は、住戸数）」を削り、同号ア中「第 8 号ウ」を「第 6 号エ」に

改め、同号イ中「の住宅部分及び複合建築物の住宅の住宅部分」を削り、「住戸数」を「床面積」に、「第11号アの(ア)から(ケ)」を「第10号アの(ア)から(エ)」に改め、同号ウ及びエを次のように改める。

ウ 省エネ誘導基準モデル建物法に基づき非住宅部分及び複合建築物の非住宅部分について、エネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第11号イの(ア)から(ケ)までに規定する額

エ 省エネ誘導基準モデル建物法以外の方法に基づき非住宅建築物の部分及び複合建築物の非住宅部分について、エネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第11号ウの(ア)から(ケ)までに規定する額

別表第 7 第 3 項第15号を同項第14号とし、同表第 4 項第 1 号ア及び第 2 号ア中「(サ)」を「(シ)」に改め、同表第 5 項中「第 105 条」を「第 105 条第 1 項」に、「特例の認定」を「特例の許可」に、「容積率の特例認定申請手数料」を「容積率の特例許可申請手数料」に改め、同表第 6 項第 1 号列記以外の部分中「第12条第 1 項又は第13条第 2 項」を「第11条第 1 項又は第12条第 2 項」に、「第35条第 1 項」を「第30条第 1 項」に、「第 34条第 3 項」を「第29条第 3 項」に、「エ」を「コ」に改め、同号中エをコとし、アからウまでをキからケまでとし、同号にアからカまでとして次のように加える。

ア 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による評価方法（以下「仕様基準」という。）に基づき一戸建て住宅について、エネルギー消費量の算定を行った場合

(ア) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 17,000円

(イ) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 19,000円

イ 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イ(2)及び同号ロ(1)に規定する基準による評価方法（以下「仕様・計算併用法」という。）に基づき一戸建て住宅について、エネルギー消費量の算定を行った場合

(ア) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 25,000円

(イ) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 28,000円

ウ ア及びイ以外の方法に基づき一戸建て住宅について、エネルギー消費量の算定を行った場合

(ア) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 34,000円

(イ) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 38,000円

エ 仕様基準に基づき共同住宅等について、エネルギー消費量の算定を行った場合

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 33,000円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 57,000円

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 10万円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの 16万円

オ 仕様・計算併用法に基づき共同住宅等について、エネルギー消費量の算定を行った場合

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 51,000円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 86,000円

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 15万円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの 22万円

カ エ及びオ以外の方法に基づき共同住宅等について、

エネルギー消費量の算定を行った場合

- (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 69,000円
- (イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 12万円
- (ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 20万円
- (エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの 28万円

別表第 7 第 6 項第 1 号の 2 を次のように改める。

- (1)の 2 建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請（当該申請に係る建築物が、他の建築物である場合の申請に限る。）に対する審査

他の建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定申請手数料 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

- ア 他の建築物が一戸建ての住宅の場合 4,700 円
- イ 他の建築物が共同住宅等の場合

- (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 9,400 円
- (イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 2 万円
- (ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 45,000円
- (エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの 81,000円

ウ 他の建築物が非住宅部分の場合

- (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 9,400 円
- (イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 16,000円
- (ウ) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 27,000円
- (エ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 8 万円
- (オ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの 13万円
- (カ) 床面積の合計が 1 万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 16万円
- (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 20万円

別表第 7 第 6 項第 2 号列記以外の部分中「第12条第 2 項又は第13条第 3 項」を「第11条第 2 項又は第12条第 3 項」に、「コ」を「ネ」に改め、同号コ中「オからク」を「サからト」に、「キ」を「ウ」に改め、同号コを同号ネとし、同号ケ列記以外の部分中「アからエ」を「キからコ」に改め、同号ケ(ア)中「4,800 円」を「4,700 円」に改め、同号ケ(イ)中「8,500 円」を「8,000 円」に改め、同号ケ(ウ)中「40,500円」を「4 万円」に改め、同号ケを同号ヌとし、同号ク中「第 1 号エ」を「第 1 号コ」に改め、同号クを同号トとし、同号トの次に次のように加える。

ナ アからウまでに掲げる区分においてエネルギー消費量の算定を行う部分が他の建築物である場合 2,350 円

ニ エからカまでに掲げる区分においてエネルギー消費量の算定を行う部分が他の建築物である場合

- (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 4,700 円
- (イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 1 万円
- (ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 22,500円
- (エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの 40,500円

別表第 7 第 6 項第 2 号キ中「第 1 号ウ」を「第 1 号ケ」に改め、同号キを同号テとし、同号カ中「第 1 号イ」を「第 1 号

ク」に改め、同号カを同号ツとし、同号オ中「第 1 号ア」を「第 1 号キ」に改め、同号オを同号チとし、同号エを同号コとし、同号コの次に次のように加える。

サ 一戸建て住宅で、既判定部分以外の部分について、仕様基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第 1 号アの(ア)及び(イ)に規定する額

シ 一戸建て住宅で、既判定部分以外の部分について、仕様・計算併用法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第 1 号イの(ア)及び(イ)に規定する額

ス 一戸建て住宅で、既判定部分以外の部分について、サ及びシ以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第 1 号ウの(ア)及び(イ)に規定する額

セ 共同住宅等で、既判定部分以外の部分について、仕様基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第 1 号エの(ア)から(エ)までに規定する額

ソ 共同住宅等で、既判定部分以外の部分について、仕様・計算併用法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第 1 号オの(ア)から(エ)までに規定する額

タ 共同住宅等で、既判定部分以外の部分について、セ及びソ以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第 1 号カの(ア)から(エ)までに規定する額

別表第 7 第 6 項第 2 号中ウをケとし、イをクとし、同号ア中「既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の部分（以下この項において「既判定部分」という。）」を「既判定部分」に改め、同号アを同号キとし、同号にアからカまでとして次のように加える。

ア 一戸建て住宅で、既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の部分（以下この項において「既判定部分」という。）について、仕様基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合

- (ア) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 8,500 円
- (イ) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 9,500 円

イ 一戸建ての住宅で、既判定部分について、仕様・計算併用法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合

- (ア) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 12,500円
- (イ) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 14,000円

ウ 一戸建ての住宅で、既判定部分について、ア及びイ以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合

- (ア) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 17,000円
- (イ) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 19,000円

エ 共同住宅等で、既判定部分について、仕様基準に基づきエネルギー消費量算定を行った場合

- (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 16,500円
- (イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 28,500円
- (ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 5 万円
- (エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの 8 万円

オ 共同住宅等で、既判定部分について、仕様・計算併

用法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 25,500円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 43,000円

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 75,000円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの 11万円

カ 共同住宅等で、既判定部分について、エ及びオ以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 34,500円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 6万円

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 10万円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの 14万円

別表第 7 第 6 項第 3 号中「第12条第 2 項」を「第11条第 2 項」に、「エ」を「コ」に改め、同項第 4 号列記以外の部分中「第34条第 1 項」を「第29条第 1 項」に、「第35条第 2 項」を「第30条第 2 項」に改め、同号ア列記以外の部分中「第35条第 1 項第 1 号」を「第30条第 1 項第 1 号」に改め、同号ア(ア)中「9,600 円」を「9,400 円」に改め、同号ア(イ)中「17,000円」を「16,000円」に改め、同号イ(エ)中「81,000円」を「8 万円」に改め、同項第 5 号列記以外の部分中「第35条第 2 項」を「第30条第 2 項」に改め、同号ウ中「誘導仕様基準」の次に「又は誘導仕様・計算併用法」を加え、「第 3 項第 1 号ウ」を「第 3 項第 1 号エ」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合であり、かつ、誘導仕様・計算併用法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第 3 項第 1 号ウの(ア)及び(イ)に規定する額

別表第 7 第 6 項第 6 号を次のように改める。

(6) 性能向上計画認定の申請（当該申請に係る建築物が共同住宅等であり、かつ、第30条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査

共同住宅等の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 省エネ誘導基準適合証の写しが提出された場合 共同住宅等の床面積に応じ、第 3 項第 2 号アの(ア)から(エ)までに規定する額

イ 省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合であり、住戸部分について誘導仕様基準に基づき基準省令第 4 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に規定する数値によりエネルギー消費量の算定を行った場合 共同住宅等の床面積に応じ、第 3 項第 2 号イの(ア)から(エ)までに規定する額

ウ 省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合であり、住戸部分について誘導仕様・計算併用法に基づき基準省令第 4 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に規定する数値によりエネルギー消費量の算定を行った場合 共同住宅等の床面積に応じ、第 3 項第 2 号ウの(ア)から(エ)までに規定する額

エ 省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合であり、住戸部分について誘導仕様基準及び誘導仕様・計算併用法以外の方法に基づき基準省令第 4 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に規定する数値によりエネルギー消費量の算定を行った場合 共同住宅等の床面積に応じ、第 3 項第 2 号エの(ア)から(エ)までに規定する額

別表第 7 第 6 項第 6 号の 2 から第 8 号までを削り、同項第 9 号中「第35条第 2 項」を「第30条第 2 項」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第10号中「第34条第 3 項各号」を「第29条第

3 項各号」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第11号列記以外の部分中「第35条第 2 項」を「第30条第 2 項」に改め、同号ア中「(サ)」を「(シ)」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第12号列記以外の部分中「第36条第 2 項」を「第31条第 2 項」に、「第35条第 2 項」を「第30条第 2 項」に改め、同号ア(ア)中「4,800 円」を「4,700 円」に改め、同号ア(イ)中「8,500 円」を「8,000 円」に改め、同号ア(エ)中「40,500円」を「4 万円」に改め、同号イ中「第 3 項第 5 号ア」を「第 3 項第 3 号ア」に改め、同号を同項第10号とし、同項第13号列記以外の部分中「第36条第 2 項」を「第31条第 2 項」に、「第35条第 2 項」を「第30条第 2 項」に改め、同号ア中「第 3 項第 8 号ア」を「第 3 項第 6 号ア」に改め、同号イ中「第 3 項第 8 号イ」を「第 3 項第 6 号イ」に改め、同号ウ中「誘導仕様基準」の次に「及び誘導仕様・計算併用法」を加え、「第 3 項第 8 号ウ」を「第 3 項第 6 号エ」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合であり、かつ、誘導仕様・計算併用法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第 3 項第 6 号ウの(ア)及び(イ)に規定する額

別表第 7 第 6 項第13号を同項第11号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(12) 性能向上計画変更認定の申請（当該申請に係る建築物が共同住宅等であり、かつ、第31条第 2 項において準用する第30条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査

共同住宅等の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 次にアからエまでに掲げる区分に応じ、当該申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 省エネ誘導基準適合証の写しが提出された場合

(ア) 共同住宅等の床面積（既認定部分に限る。）第 3 項第 7 号アの(ア)から(エ)までに掲げる額

(イ) (ア)以外の床面積 第 3 項第 7 号イに規定する額

イ 省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合であり、住戸部分について誘導仕様基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合

(ア) 共同住宅等の床面積（既認定部分に限る。）第 3 項第 8 号アの(ア)から(エ)までに掲げる額

(イ) (ア)以外の床面積 第 3 項第 8 号イに規定する額

ウ 省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合であり、住戸部分について誘導仕様・計算併用法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合

(ア) 共同住宅等の床面積（既認定部分に限る。）第 3 項第 9 号アの(ア)から(エ)までに規定する額

(イ) (ア)以外の床面積 第 3 項第 9 号イに規定する額

エ 省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合であり、住戸部分について誘導仕様基準及び誘導仕様・計算併用法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合

(ア) 共同住宅等の床面積（既認定部分に限る。）第 3 項第10号アの(ア)から(エ)までに規定する額

(イ) (ア)以外の床面積 第 3 項第10号イに規定する額

別表第 7 第 6 項第14号から第15号までを削り、同項第16号中「第36条第 2 項」を「第31条第 2 項」に、「第35条第 2 項」を「第30条第 2 項」に、「第12号」を「第10号」に改め、同号を同項第13号とし、同項第17号中「第34条第項各号」を「第29条第 3 項各号」に、「第12号」を「第10号」に、「第 9 号」を「第 7 号」に改め、同号を同項第14号とし、同項第18号列記以外の部分中「第36条第 2 項」を「第31条第 2 項」に、「第35条第 2 項」を「第30条第 2 項」に、「第12号」を「第10号」に改め、同号ア中「(サ)」を「(シ)」に改め、同号を同項第15号とし、同項第19号列記以外の部分中「第36条第 1 項」を「第31条第 1 項」に、「（平成28年国土交通省令第 5 号）第26条第 2 号」を「第25条第 2 号」に、「オ」を「エ」に改め、「（当該申請が、エに該当する場合は、住戸数）」を削り、同号ア中「第12号ウ」を「第10号ウ」に改め、同号イ中「第12号オ」を「第10号オ」

に改め、同号ウ中「第 3 項第15号ア」を「第 3 項第14号ア」に改め、同号エ中「第 3 項第15号イ」を「第 3 項第14号イ」に改め、同号オを削り、同号を同項第16号とし、同項第20号から第24号までを削る。

附 則
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

老人福祉センター条例を廃止する条例をここに公布する。
令和 6 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第58号

老人福祉センター条例を廃止する条例
老人福祉センター条例（昭和44年横須賀市条例第10号）は、廃止する。

附 則
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第59号

自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例
自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第21条各号列記以外の部分中「次に掲げるとおり」を「午前 6 時から午後 8 時まで」に改め、同条各号を削る。

別表第 2 第 2 項の表備考に関する部分第 5 項中「（横須賀市立堀ノ内駅自転車等駐車場にあっては、午前零時から午後12時まで）」を削る。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 6 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第60号

都市公園条例の一部を改正する条例
都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 1 号キの表追浜公園駐車場夏島都市緑地駐車場不入斗公園第 2 駐車場不入斗公園臨時駐車場はまゆう公園駐車場大津公園駐車場燈明堂緑地駐車場佐原 2 丁目公園第 2 駐車場久里浜 1 丁目公園駐車場光の丘公園駐車場西公園駐車場湘南国際村西公園駐車場佐島の丘第 4 公園駐車場の項中「大津公園駐車場燈明堂緑地駐車場」を「大津公園駐車場」に改め、走水水源地公園駐車場の項の次に次のように加える。

燈明堂緑地駐車場	普 通	1 月 から 4 月 まで 及び 10月 から 12月 まで	1 回30分まで	150
			1 回30分を超えた場合は、 150 円に30分を超えた時間 30分までごとに 150 円を加 算する。ただし、1,000 円 を超えるときは、1,000 円 とする。	
		5 月 から 9 月 まで	1 回30分まで	250
			1 回30分を超えた場合は、 250 円に30分を超えた時間 30分までごとに 250 円を加 算する。	

別表第 3 第 1 号キの表長井海の手公園駐車場の項中「普通」を「下記以外のもの」に、「1,050」を「1,200」に改め、

「大型」の次に「及び自動車登録規則（昭和45年運輸省令第 7 号）別表第 2 第 2 号に掲げる自動車（大型を除く。）」を加え、「420」を「500」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 第 1 号キの表追浜公園駐車場夏島都市緑地駐車場不入斗公園第 2 駐車場不入斗公園臨時駐車場はまゆう公園駐車場大津公園駐車場燈明堂緑地駐車場佐原 2 丁目公園第 2 駐車場久里浜 1 丁目公園駐車場光の丘公園駐車場西公園駐車場湘南国際村西公園駐車場佐島の丘第 4 公園駐車場の項の改正規定及び同表に燈明堂緑地駐車場の項を加える改正規定は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

横須賀港港湾施設使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第61号

横須賀港港湾施設使用条例の一部を改正する条例
横須賀港港湾施設使用条例（昭和28年横須賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「上屋等」を「荷さばき地等」に改め、同条第 1 項中「上屋、荷さばき地」を「荷さばき地」に改める。

別表第 1 係船浮標の項及び上屋の項を削り、同表備考に関する部分第 6 項中「上屋、荷さばき地」を「荷さばき地」に改める。

附 則
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 6 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第62号

建築基準条例の一部を改正する条例
建築基準条例（昭和47年横須賀市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項各号列記以外の部分中「主要構造部が」を「主要構造部を」に改め、「準耐火構造」の次に「とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）」を加える。

第12条第 2 項中「主要構造部が」を「主要構造部を」に、「であるか、又は」を「とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は主要構造部が」に改める。

第19条に次の 1 項を加える。

2 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が 2 以上ある建築物の当該建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第24条に次の 1 項を加える。

2 第19条第 2 項の規定は、前項に規定する建築物について準用する。

第26条第 1 項中「準耐火構造（1 時間準耐火基準に適合するものに限る。第44条、第49条第 2 項及び第51条第 1 号において同じ）」を「1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造（特定主要構造部を耐火構造としたものを含む）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第19条第 2 項の規定は、前 3 項に規定する建築物について準用する。この場合において、第19条第 2 項中「前項」とあるのは、「前 3 項」と読み替えるものとする。

第33条第 2 項各号列記以外の部分、第34条第 1 項、第36条第 3 項及び第37条第 3 項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第42条に次の 1 項を加える。

4 第19条第 2 項の規定は、前項に規定する建築物について準用する。

第44条各号列記以外の部分中「準耐火構造」を「1 時間準耐

火基準に適合する準耐火構造（特定主要構造部が耐火構造であるものを含む。）」に改める。

第49条第2項及び第51条第1号中「準耐火構造」を「1時間準耐火基準に適合する準耐火構造」に改める。

第51条の9第1号中「第55条第3項」を「第55条第4項」に改める。

第54条を次のように改める。

（既存建築物に対する制限の緩和）

第54条 法第3条第2項の規定により、第17条の規定の適用を受けない特殊建築物について、次の各号のいずれかに定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、第17条の規定は、適用しない。

(1) 次のいずれにも該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が、令第137条の2の2第2項第1号ロに規定する基準に適合するものであること。

(2) 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が50平方メートルを超えないものであること。

2 法第3条第2項の規定により、第9条第1号若しくは第2号、第10条第1項、第18条、第19条、第24条、第26条第1項、第31条第2項（第18条の規定を準用する部分に限る。）、第42条第3項、第44条、第45条、第48条又は第49条の規定の適用を受けない特殊建築物について、次の各号のいずれか（劇場の客席、病院の病室、学校の教室その他の当該特殊建築物の主たる用途に供する部分に係る増築にあっては、第1号）に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(1) 次のいずれにも該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が、令第137条の4第1号ロに規定する基準に適合するものであること。

(2) 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が50平方メートルを超えないものであること。

3 法第3条第2項の規定により、第8条、第10条第2項、第12条第1項から第3項まで、第16条、第25条第2項、第30条、第31条第1項第3号、第34条、第39条から第41条まで、第42条第1項若しくは第2項又は第50条第3号の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれか（居室の部分に係る増築にあっては、第1号）に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(1) 次のいずれにも該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分及びその他の部分が、増築又は改築後において、それぞれ令第117条第2項各号のいずれかに掲げる建築物の部分となるものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が、第8条、第10条第2項、第12条第1項から第3項まで、第16条、第25条第2項、第30条、第31条第1項第3号、第34条、第35条、第39条から第41条まで、第42条第1項若しくは第2項又は第50条第3号の規定する基準に適合するものであること。

(2) 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ床面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないものであること。

4 法第3条第2項の規定により、第12条第4項から第6項まで、第29条、第31条第1項第4号、第33条又は第36条の規定の適用を受けない建築物について、増築（居室の部分に係るものを除く。以下この項において同じ。）又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ床面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とな

らないものである場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

5 法第3条第2項の規定により、第9条第3号又は第51条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれかに定める範囲内において増築又は改築する場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(1) 次のいずれにも該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されているものであること。

イ 増築又は改築する部分が、第9条第3号又は第51条に規定する基準に適合するものであること。

(2) 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における延焼の危険性を増大させないものであること。

6 法第3条第2項の規定により、第9条第1号若しくは第2号、第10条第1項、第18条、第19条、第24条、第26条第1項、第31条第2項（第18条の規定を準用する部分に限る。）、第42条第3項、第44条、第45条、第48条又は第49条の規定の適用を受けない建築物について、当該建築物における大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

7 法第3条第2項の規定により、第8条、第10条第2項、第12条、第16条、第25条第2項、第29条、第30条、第31条第1項第3号若しくは第4号、第33条、第34条、第36条、第39条から第41条まで、第42条第1項若しくは第2項又は第50条第3号の規定の適用を受けない建築物について、当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であって、当該建築物の避難の安全上支障とならないものを行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

8 法第3条第2項の規定により、第9条第3号又は第51条の規定の適用を受けない建築物について、当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

9 法第3条第2項の規定により、第7条、第11条、第28条、第32条、第47条又は第47条の2第1項の規定の適用を受けない建築物について、当該建築物における当該建築物の用途の変更（当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であって、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして認めて許可するものを行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

10 法第3条第2項の規定により、第9条第1号から第3号まで、第10条第1項、第17条、第18条、第19条、第24条、第26条第1項、第31条第2項（第18条の規定を準用する部分に限る。）、第42条第3項、第44条、第45条、第48条、第49条又は第51条の規定の適用を受けない建築物であって、これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物としてみなすことができる部分として令第109条の8に規定する建築物の部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

11 法第3条第2項の規定により、第8条、第10条第2項、第12条第1項から第3項まで、第16条、第25条第2項、第30条、第31条第1項第3号、第34条、第39条、第40条、第42条第1項若しくは第2項又は第50条第3号の規定の適用を受けない建築物であって、これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物としてみなすことができる部分として令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分（以下こ

の項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築等をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

12 法第3条第2項の規定により、第41条の規定の適用を受けない建築物であって、同条に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物としてみなすことができる部分として令第126条の2第2項各号に掲げる建築物の部分(以下この項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築等をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、第41条の規定は、適用しない。

13 法第3条第2項の規定により、第9条第4号、第17条の2第1項若しくは第2項、第20条、第20条の2、第22条第1項、第23条、第25条第1項、第31条第1項第1号若しくは第2号若しくは第2項(第22条第1項又は第23条の規定を準用する部分に限る。)、第35条、第37条、第38条、第47条の2第2項若しくは第3項、第50条第1号若しくは第4号又は第51条の2の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

14 第10項(第9条第3号、第17条及び第51条に係る部分を除く。)、第11項及び第13項(第17条の2第2項、第20条、第20条の2(第17条の2第2項の規定を準用する部分に限る。)、第25条第1項、第37条又は第50条第1号に係る部分に限る。))の規定は、法第3条第2項の規定により、第8条、第9条第1号若しくは第2号、第10条、第12条第1項から第3項まで、第16条、第17条の2第2項、第18条から第20条まで、第20条の2(第17条の2第2項の規定を準用する部分に限る。)、第24条、第25条、第26条第1項、第30条、第31条第1項第3号若しくは第2項(第18条の規定を準用する部分に限る。)、第34条、第37条、第39条、第40条、第42条、第44条、第45条、第48条、第49条又は第50条第1号若しくは第3号の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、第10項中「増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条において「増築等」という。)」とあるのは「用途の変更」と、「当該増築等」とあるのは「当該用途の変更」と、第11項及び第13項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と、「第3条第3項」とあるのは「第87条第3項」と読み替えるものとする。

第54条の2(見出しを含む。)中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宅地造成に関する工事の許可の基準及び手続きに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第63号

宅地造成に関する工事の許可の基準及び手続きに関する条例の一部を改正する条例

宅地造成に関する工事の許可の基準及び手続きに関する条例(平成18年横須賀市条例第29号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

宅地造成等に関する工事の許可の基準及び手続きに関する条例

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)に基づく宅地造成等に関する工事の許可の基準及び手続その他必要な事項を定めることにより、宅地造成等に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害を防止し、市民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第2条の見出し及び同条第1項中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同条第2項中「旧法、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令」を「法、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「旧令」を「令」に、「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産省・国土交通省令第3号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に、「旧省令」を「省令」に改める。

第3条第1項中「旧法、旧令及び旧省令」を「法、令及び省令」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「旧法第8条第1項」を「法第12条第1項」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「旧法第12条第1項」を「法第16条第1項」に、「旧令第3条第4号」を「令第3条第5号」に、「旧法、旧令及び旧省令」を「法、令及び省令」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「受け、かつ、工事を完成するための必要な能力を備えている」を「受けている」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「旧令第17条」を「令第22条」に、「旧法第9条第2項」を「法第13条第2項」に、「令で」を「政令で」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「造成主」を「工事主」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項各号列記以外の部分中「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同項第2号中「旧法第14条第2項」を「法第20条第2項」に、「旧法第17条第1項」を「法第23条第1項」に改める。

第5条中「造成主」を「工事主」に改める。

第6条本文中「造成主」を「工事主」に、「旧法第8条第1項」を「法第12条第1項」に改め、同条ただし書中「旧令第3条第4号」を「令第3条第5号」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に改める。

第7条各号列記以外の部分及び第8条中「造成主」を「工事主」に改める。

第9条中「造成主」を「工事主」に、「旧法第8条第1項」を「法第12条第1項」に改める。

第10条を削る。

第11条各号列記以外の部分中「旧法第14条第2項」を「法第20条第2項」に、「旧法第8条第1項ただし書」を「法第15条第2項」に、「同項」を「法第12条第1項」に、「受けなくてもよい」を「受けたものとみなされる」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法の規定による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。)第8条第1項の規定による許可がなされている宅地造成に関する工事については、なお従前の例による。

規 則

横須賀市規則第80号

横須賀市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市情報公開条例施行規則(平成13年横須賀市規則第74号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「又は録音テープ若しくはビデオテープの写しの交付」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中

「X0606」の次に「X6241」を加え、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「前第 3 号」を「前第 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同条第 2 項中「及び第 3 号」を削り、「公開及び同項第 4 号」を「視聴及び同項第 3 号」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第81号

建築基準法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

建築基準法等施行取扱規則の一部を改正する規則
建築基準法等施行取扱規則（昭和30年横須賀市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表(4)の項、(5)の項及び(3)の項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同表(4)の項中

条例第19条	耐火構造等の構造詳細図	床及び階段の構造
	室内仕上表	条例第10条第 1 項に規定する部分の仕上の材料の種別及び厚さ

を

条例第19条	第 1 項	耐火構造等の構造詳細図	床及び階段の構造
		室内仕上表	条例第10条第 1 項に規定する部分の仕上の材料の種別及び厚さ
	第 2 項	各階平面図	火熱遮断壁等の位置
		条例第19条第 2 項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第 109 条の 8 に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

に

改め、同表(9)の項中

条例第24条	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
--------	-------------	-----------------------------

を

条例第24条	第 1 項	耐火構造等の構造詳細図	特定主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
	第 2 項	各階平面図	火熱遮断壁等の位置
		条例第24条第 2 項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第 109 条の 8 に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

に

改め、同表(2)の項中

条例第26条	第 1 項	耐火構造等の構造詳細図	建築物の構造、材料の種別及び寸法
	第 2 項	各階平面図	たな状寝所の位置
	第 3 項	各階平面図	たな状寝所の専用区画及び避難経路

を

条例第26条	第 1 項	耐火構造等の構造詳細図	建築物の構造、材料の種別及び寸法
--------	-------	-------------	------------------

第 2 項	各階平面図	たな状寝所の位置
第 3 項	各階平面図	たな状寝所の専用区画及び避難経路
第 4 項	各階平面図	火熱遮断壁等の位置
	条例第26条第 4 項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第 109 条の 8 に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

に

改め、同表(29)の項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同表(37)の項中

条例第42条	第 1 項	各階平面図	客席の床面積の合計、避難階段又は特別避難階段の構造、屋上広場の設置位置及び 2 以上の直通階段
		断面図	客席の床面の地盤面からの距離
	第 3 項	耐火構造等の構造詳細図	建築物の構造、材料の種別及び寸法

を

条例第42条	第 1 項	各階平面図	客席の床面積の合計、避難階段又は特別避難階段の構造、屋上広場の設置位置及び 2 以上の直通階段
		断面図	客席の床面の地盤面からの距離
	第 3 項	耐火構造等の構造詳細図	建築物の構造、材料の種別及び寸法
	第 4 項	各階平面図	火熱遮断壁等の位置
		条例第42条第 4 項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第 109 条の 8 に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

に

改め、同表(55)の項中「(55)」を「(56)」に改め、同表(54)の項中「(54)」を「(55)」に改め、同表(53)の項中「(53)」を「(54)」に改め、同表(52)の項中「(52)」を「(53)」に改め、同表(51)の項の次に次のように加える。

52	条例第54条		既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
	第 1 項	各階平面図		増築又は改築に係る部分
		条例第54条第 1 項の規定に適合することの確認に必要な図書		条例第54条第 1 項の規定に適合することを確認するために必要な事項
	第 2 項	各階平面図		増築又は改築に係る部分
		条例第54条第 2 項の規定に適合することの確認に必要な図書		条例第54条第 2 項の規定に適合することを確認するために必要な事項

		第 3 項	各階平面図	増築又は改築に係る部分
			条例第54条第 3 項の規定に適合することの確認に必要な図書	条例第54条第 3 項の規定に適合することを確認するために必要な事項
		第 4 項	各階平面図	増築又は改築に係る部分
			条例第54条第 4 項の規定に適合することの確認に必要な図書	条例第54条第 4 項の規定に適合することを確認するために必要な事項
		第 5 項	各階平面図	増築又は改築に係る部分
			条例第54条第 5 項の規定に適合することの確認に必要な図書	条例第54条第 5 項の規定に適合することを確認するために必要な事項
		第 7 項	各階平面図	大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分
			条例第54条第 7 項の規定に適合することの確認に必要な図書	条例第54条第 7 項の規定に適合することを確認するために必要な事項
		第 8 項	各階平面図	大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分
		第 9 項	条例第54条第 9 項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		第10項	各階平面図	防火設備の位置
			耐火構造等の構造詳細図	床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
			条例第54条第10項の規定に適合することの確認に必要な図書	条例第54条第10項に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項

第11項	各階平面図	防火設備の位置
	耐火構造等の構造詳細図	床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
	条例第54条第11項の規定に適合することの確認に必要な図書	条例第54条第11項に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
第12項	各階平面図	防火設備の位置
	耐火構造等の構造詳細図	床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
第13項	各階平面図	増築等に係る部分

附 則
この規則は、公布の日から施行する。